

## 第 375 回月例会・報告概要

日 時:2019 年11月 16 日10:00～

報告者:岩 永 敦 之 会 員 (エア・ウオーター)

テーマ:表明保証条項の法的性質と損害賠償について

報告者コメント:株式譲渡や事業譲渡などの M&A に関する契約において必ずといっていいほど規定されるのが表明保証条項です。もともと表明保証は、英米法で発達した概念とされ日本ではその法的性質が十分に確立されたものではないところ、徐々に蓄積されつつある表明保証違反に係る損害賠償請求の判例を踏まえ、実務上の留意点を検討したいと思います。

---

### 報告概要

#### 1. はじめに

- ・M&A取引に関する株式譲渡契約や事業譲渡契約中には表明保証条項(Representations & Warranties)
  - ほぼ定型化された条項として、必ずといっていいほど規定されている

#### 2. 法的性質

##### (1) 表明保証条項の機能

- ・契約締結時およびクロージング時などの一定の時点において、譲渡対象の一般的または個別の事象について真実かつ正確であることを主として売主が買主に対して保証する。
- ・補償請求根拠機能、取引実行の前提条件が崩れた場合の解除事由としての機能、情報開示機能などの機能を持たせることがある。
  - DD の時間的制約
- ・裁判例

①東京地判平成 25 年11月 19 日金法 2009 号 116 頁

②東京地判平成 25 年 1 月 28 日判時 2193 号 38 頁

##### (2) 表明保証条項の法的性質

- ・日本法の近似概念 保証、債務不履行、瑕疵担保責任、損害担保
  - 損害担保との比較対象とされている

#### 3. 表明保証条項違反による損害賠償について

##### (1) 東京地判平成 18 年 1 月 17 日判時 1920 号 136 頁

- ・買主の悪意重過失の場合に表明保証責任を免れると解する余地があると判示。
- ・実務ではサンドバック条項や特別補償条項などの挿入によるのもひとつの対策とされる。

##### (2) 東京地判平成 27 年11月 4 日 LEX/DB25532251

- ・原告が開示対象事実の存在を認識していたと認められた場合に保証責任を負わないと解釈されるとした事例 →一部資料の開示による一部認容判決
- ・アンチサンドバック条項が注意的に定めようとしたものであり、最終的に契約に採用されなかったことが上記判断に影響されなかったとした。

##### (3) 東京地判平成 27 年9月2日 LEX/DB25531197

- ・個別の事象(月末の現預金残高)を保証した事案

#### 4. まとめ——実務的な対応

- ・事業価値(買収価格)算定の精度をあげる
- ・自動清算条項(計算式)の採用の検討
- ・(一般的抽象的な表明保証条項に止まらず)特別補償条項の設置

以 上